

託送供給等約款の変更認可申請について

2023年12月1日
関西電力送配電株式会社

当社は、本日、電気事業法第18条第1項^{*1}に基づき、託送供給等約款^{*2}の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の変更認可申請では、国の審議会における整理に基づき、2024年度より発電側課金制度が導入されることに伴い、当該内容に係る供給条件の設定を行うとともに、2023年11月24日に経済産業大臣の承認を受けた託送供給等に係る収入の見通しの変更を踏まえ、発電側課金単価の設定および需要側託送料金単価の見直しを行いました。

また、上記のほか、供給条件についても見直しを行いました。

当社は、今後、国による審査に真摯に対応してまいります。

○主な申請内容

(1) 発電側課金制度の導入

発電側課金制度とは、電力システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現状は小売電気事業者等が負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、系統利用者である発電事業者等に一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものです。

国の審議会において、需要地近郊など送配電設備の追加増強コストが小さい地域に接続する電源に対して、発電側課金の負担額を軽減する割引制度が導入されること等が整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(2) 発電側課金単価の設定および需要側託送料金単価の見直し

(参考) 発電側総合単価および需要側電圧別平均単価

○発電側総合単価

・ 57 銭 / kWh^{※3}

○需要側電圧別平均単価

・ 特別高圧 : 2 円 0 3 銭 / kWh (2 円 3 8 銭 / kWh)^{※3}

・ 高 圧 : 4 円 3 4 銭 / kWh (4 円 8 5 銭 / kWh)^{※3}

・ 低 圧 : 7 円 8 2 銭 / kWh (8 円 2 0 銭 / kWh)^{※3}

(3) その他供給条件の見直し

1. 需要側託送料金における制限中止割引の廃止

制限中止割引とは、自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電等、需要者の電気の使用を制限または中止した場合に基本料金を割り引くものです。

今回、需要側託送料金の制限中止割引を廃止することで相応の業務効率化効果が期待できることを踏まえ、2024年度をもって廃止することとしたため、当該内容を供給条件に反映しました。

2. 一次調整力の機能のみを提供する電源等の扱い

一次調整力を単一調整力として落札した場合には、需給調整市場に関する契約による調整電力量の精算は行わず、託送供給等約款におけるインバランスに包含して精算すると整理されたことから、託送供給等約款におけるインバランスの算定上、当該電源等を調整電源または調整負荷として扱わない旨を供給条件に反映しました。

3. 翌々日計画の提出

2024年度から、電力広域的運営推進機関における需給注意報発出要否の検討において、翌々日断面の広域予備率の算出が必要であり、各事業者の翌々日計画の提出が求められたことから、当該計画の提出に係る内容を供給条件に反映しました。

○実施日

2024年4月1日の実施を予定しています。

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※3：規制期間のうち、2024～2027年度の4年平均。単価は消費税等相当額を除く。（ ）内は改定前の電圧別平均単価。

以 上

別紙：託送供給等約款の変更認可申請の概要について

託送供給等約款の変更認可申請の 概要について

関西電力送配電株式会社

2023年12月1日

- 発電側課金は、電力システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現状は小売電気事業者等が負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、系統利用者である発電事業者等に一部の負担を求め、より公平な費用負担とする制度であり、2024年度から導入されます。

<2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部加工>

<現行の託送料金制度>

小売電気事業者（需要側）に100%課金



<発電側課金の導入後（イメージ）>

小売電気事業者（需要側）・発電事業者（発電側）の双方に課金

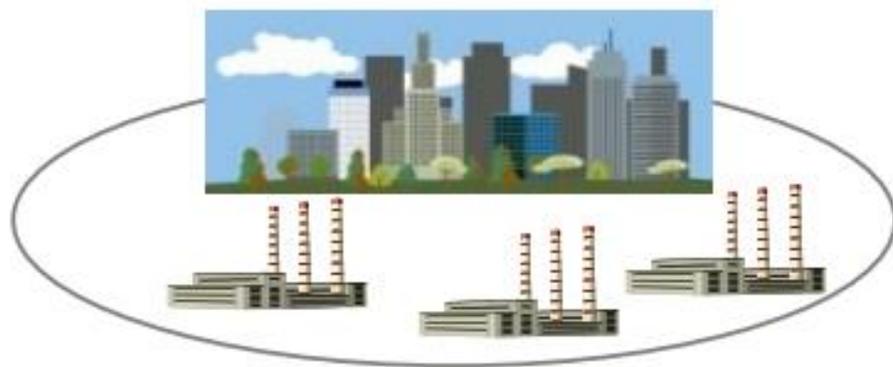


※ 本制度導入に伴い、発電費用および電気料金を具体的にどのように見直すのかについてはそれぞれの発電事業者等・小売電気事業者が判断するものであり、金額についてはイメージを記載しています。

- 系統の効率的な利用を目的として、需要地近郊など送配電設備の追加増強コストが小さい地域に接続する電源に対して、発電側課金の負担額を軽減する割引を設定します。

<2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部抜粋>

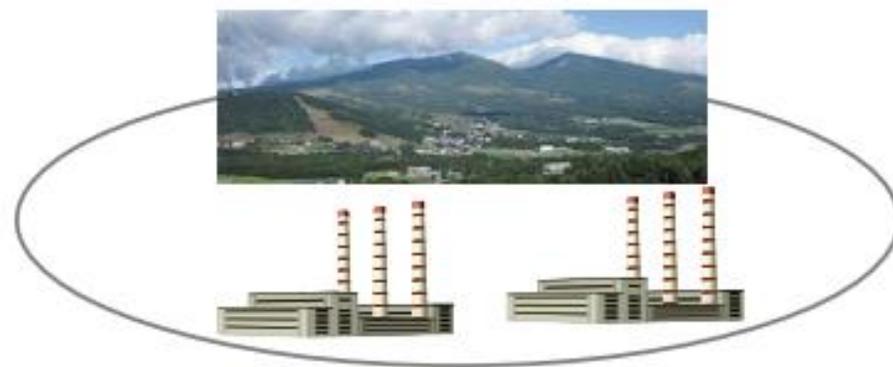
<イメージ>



需要地の近隣での電源立地

送配電網の追加増強コスト：小

➔ 発電側課金の負担額を軽減

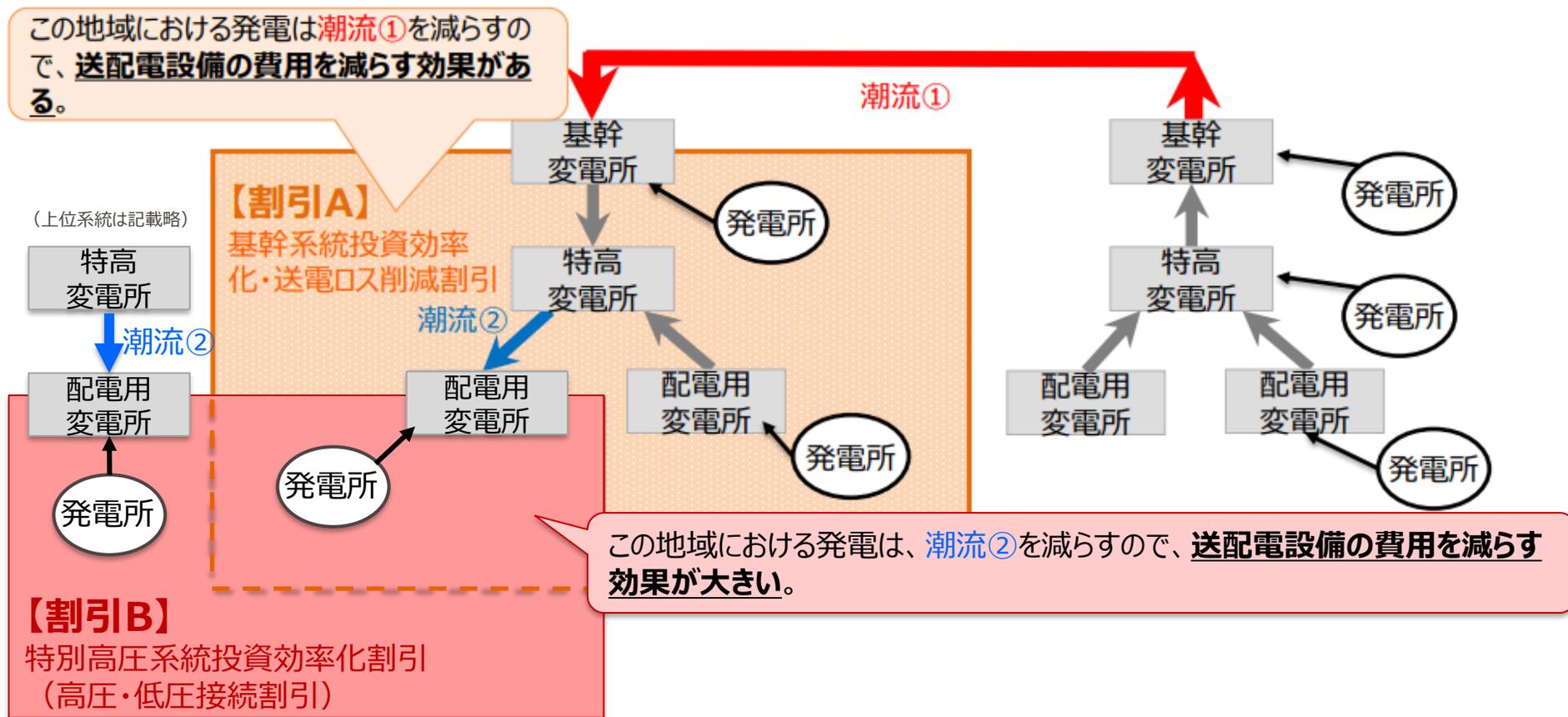


需要の遠隔地での電源立地

送配電網の追加増強コスト：大

- 基幹系統に与える影響に着目した割引A（3区分）と、特別高圧系統に与える影響に着目した割引B（2区分）を設定します。

<2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部加工>



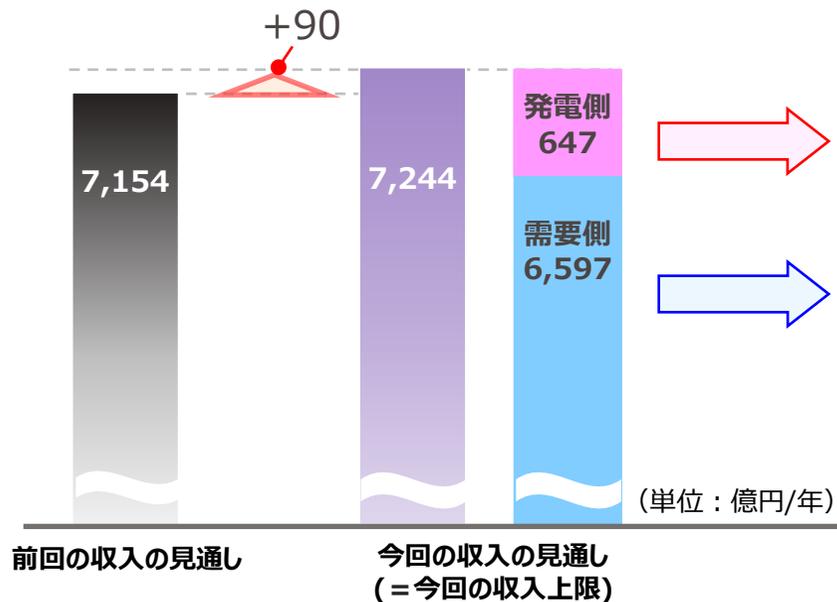
※実際に適用される各発電事業者等の割引エリアについては、託送供給等約款の変更認可申請以降、準備が整い次第、各発電事業者等に対して当社から個別に通知します。（2023年10月17日お知らせ済）

※発電側課金における系統設備効率化割引を導入するにあたり、需要側託送料金における近接性評価割引は廃止されますが、近接性評価割引の適用を受けていた電源（近接性評価割引における暫定措置対象のものは除く）については、系統設備効率化割引における経過措置として引き続き割引を適用します。

- 2023年11月24日に国の承認を受けた収入の見通しは7,244億円となり、2022年12月23日に承認を受けた収入の見通し（7,154億円）から90億円／年増加しました。
- 経済産業省令「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」（以下、「料金算定規則」）において、収入の見通しを、発電側および需要側、需要側においては特別高圧・高圧・低圧の3電圧へ配分する方法が規定されており、その配分ルールに則って算定した結果は以下の通りです。

■ 発電側総合単価・需要側電圧別平均単価

(単位：円/kWh)



		改定前の単価	今回申請値に基づく単価	差引
発電側		—	0.57	—
需要側	特別高圧	2.38	2.03	▲0.35
	高 圧	4.85	4.34	▲0.51
	低 圧	8.20	7.82	▲0.38

料金算定規則等に則り、発電側総合単価・需要側電圧別平均単価を算定

※ 規制期間のうち、2024～2027年度の4年平均。単価は消費税等相当額を除く。

■ 系統連系受電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

	単位	適用する料金単価
基本料金	1kW	97円98銭
電力量料金	1kWh	32銭

■ 系統設備効率化割引 A

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

(a) 受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	単位	適用する料金単価
割引区分	A-1	1kW 32円19銭
	A-2	1kW 5円78銭
	A-3	1kW 2円89銭

(b) (a)以外の場合

	単位	適用する料金単価
割引区分	A-1	1kW 32円19銭
	A-2	1kW 11円55銭
	A-3	1kW 5円78銭

■ 系統設備効率化割引 B

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

	単位	適用する料金単価
割引区分	B-1	1kW 60円35銭
	B-2	1kW 21円92銭

■ 低圧 接続送電サービス料金（電灯）

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

			単位	適用する料金単価			
				改定前単価	改定後単価		
電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで		1灯	34円56銭	32円95銭	
		10Wをこえ20Wまで		1灯	69円12銭	65円88銭	
		20Wをこえ40Wまで		1灯	138円26銭	131円76銭	
		40Wをこえ60Wまで		1灯	207円38銭	197円64銭	
		60Wをこえ100Wまで		1灯	345円64銭	329円41銭	
		100Wをこえる100Wまでごとに		1灯	345円64銭	329円41銭	
	小型機器 料金	50VAまで		1機器	103円24銭	98円38銭	
		50VAをこえ100VAまで		1機器	206円47銭	196円78銭	
		100VAをこえる100VAまでごとに		1機器	206円47銭	196円78銭	
電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	290円40銭	290円40銭	
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	96円80銭	96円80銭	
		主開閉器契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	240円90銭	240円90銭	
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	80円30銭	80円30銭	
	電力量料金			1kWh	8円07銭	7円62銭	
電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	290円40銭	290円40銭	
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	96円80銭	96円80銭	
		主開閉器契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	240円90銭	240円90銭	
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	80円30銭	80円30銭	
	電力量料金			昼間時間	1kWh	8円65銭	8円13銭
				夜間時間	1kWh	7円44銭	7円07銭
電灯従量接続送電サービス				1kWh	12円85銭	12円39銭	

■ 低圧 接続送電サービス料金（動力）

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

			単位	適用する料金単価	
				改定前単価	改定後単価
動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	460円90銭	460円90銭
		主開閉器契約	1kW	378円40銭	378円40銭
	電力量料金		1kWh	5円13銭	4円69銭
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	460円90銭	460円90銭
		主開閉器契約	1kW	378円40銭	378円40銭
	電力量料金	昼間時間	1kWh	5円47銭	4円97銭
		夜間時間	1kWh	4円75銭	4円37銭
動力従量接続送電サービス			1kWh	12円69銭	12円24銭

■ 低圧 臨時接続送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

		単位	適用する料金単価	
			改定前単価	改定後単価
電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで	1送電サービス 1日につき	3円07銭	2円92銭
	50VAをこえ100VAまで		6円13銭	5円84銭
	100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに		6円13銭	5円84銭
	500VAをこえ1kVAまで		61円28銭	58円40銭
	1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに		61円28銭	58円40銭
電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	最初の6kVAまで	電灯標準接続送電 サービス(主開閉器契約) の料金率を10%割増し したもの	電灯標準接続送電 サービス(主開閉器契約) の料金率を10%割増し したもの
		6kVAをこえる1kVAにつき		
	電力量料金	1kWh	8円88銭	8円38銭
動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日につき	82円59銭	77円81銭
動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電 サービス(主開閉器契約) の料金率を20%割増し したもの	動力標準接続送電 サービス(主開閉器契約) の料金率を20%割増し したもの
	電力量料金	1kWh	6円15銭	5円62銭

■ 高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

				単位	適用する料金単価		
					改定前単価	改定後単価	
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	663円30銭	663円30銭	
		電力量料金		1kWh	2円86銭	2円29銭	
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	663円30銭	663円30銭	
		電力量料金	昼間時間	1kWh	3円10銭	2円45銭	
			夜間時間	1kWh	2円62銭	2円09銭	
	高圧従量接続送電サービス				1kWh	13円74銭	13円17銭
	ピークシフト割引				1kW	397円10銭	397円10銭
特別 高圧	特別高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	440円00銭	440円00銭	
		電力量料金		1kWh	1円24銭	84銭	
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	440円00銭	440円00銭	
		電力量料金	昼間時間	1kWh	1円31銭	86銭	
			夜間時間	1kWh	1円17銭	81銭	
	特別高圧従量接続送電サービス				1kWh	8円44銭	8円05銭
	ピークシフト割引				1kW	264円00銭	264円00銭

■ **高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金** ※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

		単位	適用する料金単価	
			改定前単価	改定後単価
高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの
	電力量料金	1kWh	3円43銭	2円75銭
特別高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの
	電力量料金	1kWh	1円50銭	1円00銭

■ **高圧・特別高圧 予備送電サービス料金** ※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

		単位	適用する料金単価	
			改定前単価	改定後単価
高圧	予備送電サービスA	1kW	96円80銭	96円80銭
	予備送電サービスB	1kW	185円90銭	185円90銭
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	77円00銭	77円00銭
	予備送電サービスB	1kW	116円60銭	116円60銭

○今回変更認可申請を実施した託送供給等約款は、国による審査を経て、認可された後、新託送料金が適用されます。



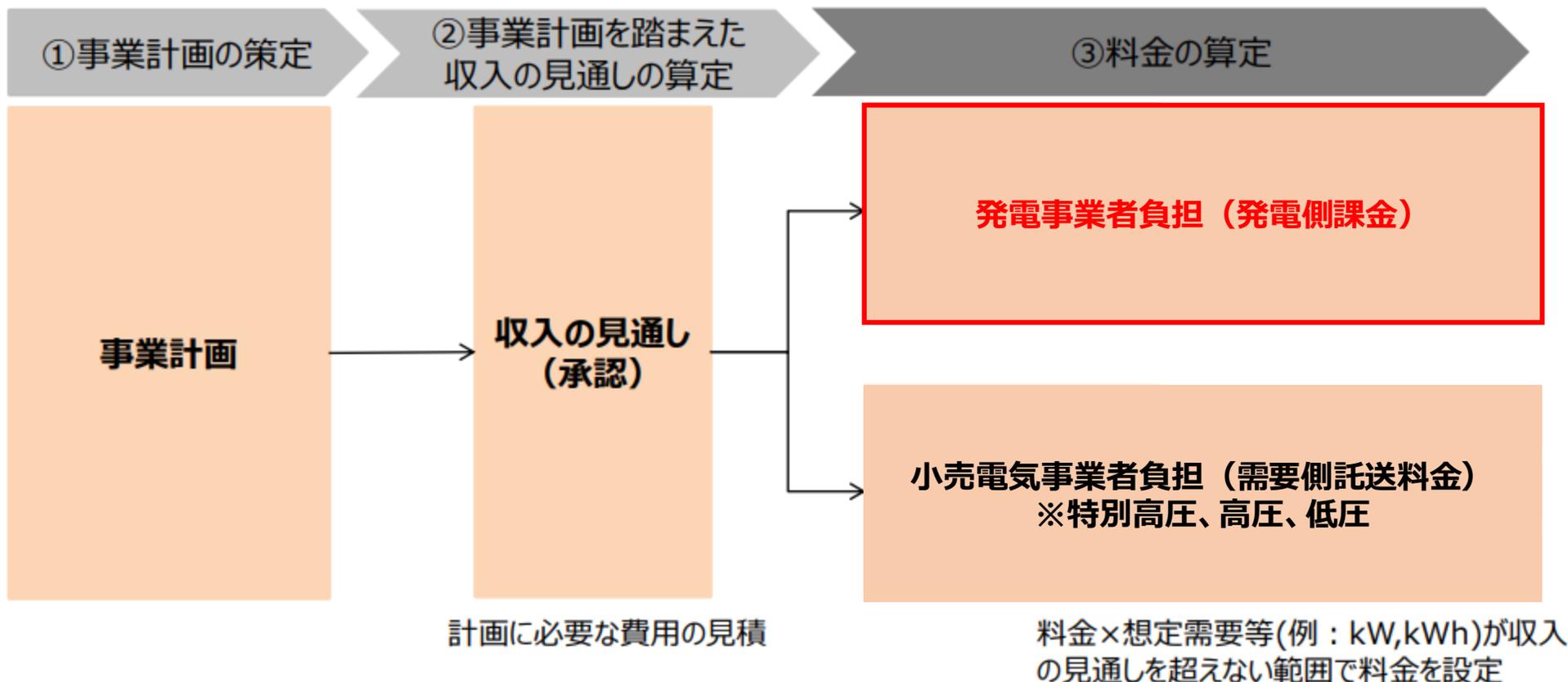
(注) 審査の進捗状況などにより、スケジュールが変更となる可能性があります

参考：発電側課金制度の概要（詳細資料）

- 発電側課金は、レベニューキャップ制度において定める収入の見通しのうち、発電事業者負担分として配分される費用の回収を行うものであり、レベニューキャップ制度と整合的な仕組みとして設計されています。

<2023年7月18日料金制度専門会合（第46回）資料4 一部加工>

<イメージ>



① 課金対象

<2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部抜粋>

- 発電側課金については、**系統に接続し、かつ、系統側に逆潮させている電源全てを課金対象とすることを基本**とする。ただし、系統側への逆潮が10kW未満と小規模な場合は、当分の間、課金対象外とする。
- 発電側課金の導入が再エネの最大限の導入を妨げないよう、FIT電源等の取扱いについて、資源エネルギー庁の審議会において整理がなされた。**既認定FIT/FIPについては、調達期間等が終了してから発電側課金の対象**にすること、また、新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮し、非FIT/卒FITについては、事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うこととされた。

発電側課金の対象に関する基本的な考え方



系統に接続し、かつ、系統側に逆潮させている電源全てを課金対象とする

ただし、以下については課金対象外



系統側への逆潮が10kW未満の電源

調達期間等内の既認定FIT/FIP

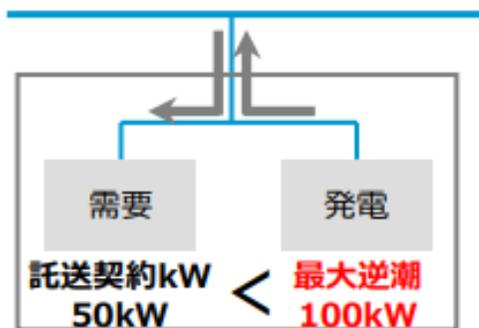
②課金方法（kW課金とkWh課金）

<2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部抜粋>

- 発電側課金に関しては、固定料金であるkW課金と従量料金であるkWh課金の2つの方法で実施。
- なお、揚水発電・蓄電池を經由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から、揚水発電・蓄電池のkWh課金については免除することが、資源エネルギー庁の審議会において整理された。

kW課金 (固定料金)

- kW課金の対象kWは、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮流kW分。



kWh課金 (従量料金)

- kWh課金はメーター計測値によって把握する値を、対象電力量とする。

